

事務局

選挙係

事務局の役割

市長から独立した機関として設置された行政委員会、公職選挙法に基づく国会議員や北海道知事、北海道議会議員、市長、市議会議員の選挙のほか、直接請求に関する事務を管理します。また、選挙人名簿の調製や投票率の向上に向けた啓発活動などを行います。

基本方針

- 選挙管理委員会の開催
- 公職選挙法による選挙の実施
- 選挙人名簿の調製に関する事務の実施
- 裁判員候補予定者の選定に関する事務の実施
- 検察審査員候補予定者の選定に関する事務の実施
- 選挙の啓発及び周知に関する事務の実施

重点事業

- ① 選挙管理委員会の開催
 - ・ 選挙人名簿からの随時抹消(毎月)、定時登録(6、9、12、3月)の実施
 - ・ 本年7月に予定される参議院議員通常選挙開票事務実施にあたっての開票立会人の選任、投票日当日における有権者数の確定
- ② 参議院議員通常選挙の実施
 - ・ 本年7月に予定される参議院議員通常選挙の実施に向けた準備、投開票事務の実施

各重点事業の詳細

① 選挙管理委員会の開催

転出、死亡等に伴う選挙人名簿からの抹消を行うため毎月初旬に選挙管理委員会を開催する。また、市外からの転入、18歳到達等に伴う選挙人名簿への登録を行うため6月、9月、12月、3月の各初日に選挙管理委員会を開催する。

また、7月に予定される参議院議員通常選挙の実施に伴う選挙時登録、氏名揭示くじの決定、開票立会人の選任、選挙当日の有権者数の確定を行うため、選挙管理委員会を開催する。

② 参議院議員通常選挙の実施

参議院議員の任期が本年7月に満了を迎えることから、これに伴う投票事務、開票事務が円滑に且つ確実に行われるよう、準備、実施する。